

随意契約に係る情報の公表（工事）

| 工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約職等の氏名、部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 法人番号 | 随意契約によることとした会計規程の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-------------|------------------------------------|---------------|---|-------------|-------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| 秋葉原センタープレイスビル内事務所整備工事 秋葉原センタープレイスビル4階 令和5年4月18日～令和5年6月30日 建築 | 契約職 国立研究開発法国土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原1番地6 | 令和05年04月17日 | 東京ビジネスサービス(株) 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 | 6011101015161 | <p>本工事は、土木研究所が令和5年度より第3期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の研究推進法人を担うことになり、利益相反の観点から既存組織とは別の場所で研究推進法人に関する業務を行う必要が生じたため、東京都内に新たに借上げた事務室において、必要な内装工事を行うものである。</p> <p>事務室の借上げにあたっては、必要な面積、構造、立地条件、機能等すべてを満足する物件として、秋葉原センタープレイスビル4階（402区）を選定し、令和5年3月1日に同ビルの所有者である富国生命保険相互会社と定期賃貸借契約を締結したところである。</p> <p>本工事は、事務室内に新たに境壁等の構築、電気・空調設備等の移設等、執務の開始に必要な内装工事をするものであり、また、先に締結した賃貸借契約書により、その設計・施工は上記業者によることが定められている。そのため、上記業者が本工事を履行できる唯一の者である。</p> <p>よって、国立研究開発法国土木研究所会計規程第52条第4項第1号及び国立研究開発法国土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第3号の規定により、上記業者と随意契約するものである。</p> | 18,260,000 | 18,260,000 | 100.0% | | | | | |
| R5三次元大型振動台油圧配管シール交換工事 国立研究開発法国土木研究所 令和5年6月27日～令和6年3月22日 機械設備 | 契約職 国立研究開発法国土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原1番地6 | 令和05年06月26日 | (株)守谷商会 東京都中央区八重洲1丁目4番2号 | 2010001059025 | <p>本工事は、三次元大型振動台（以下、「本振動台」という。）の油圧配管のうち、大型振動台油圧源室に設置されている油圧配管の一部について継手部のシール交換を行うとともに、作動油の抜き取りおよび補充、フィルタ交換を行うものである。</p> <p>本振動台の油圧システムは、エムティイエスジャパン（株）（以下「製造者」という。）が独自に保有している技術的ノウハウをもとに、本振動台に適合するように設計・開発・製作・設置を一貫して行った特殊かつ高度なシステムである。したがって、本工事における作動油の抜き取り・補充、油圧配管のシール交換、フィルタエレメントの交換および試運転調整を、本振動台の既存システムに悪影響を及ぼすことなく適切に行うことが可能な業者は、製造者のみであると判断された。また、現在、（株）守谷商会（以下、「特定法人」という。）が製造者による保守整備における唯一の代理店となっており、製造者は特定法人の下でのみ保守整備を実施することができる。</p> <p>本工事にあたっては製造者が保有する技術的ノウハウが必要となるため、従前から本振動台の工事を実施してきた製造者から代理店証明を受けた特定法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定として、特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。その結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、上記法人が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。</p> <p>よって、国立研究開発法国土木研究所会計規程第52条第4項第1号国立研究開発法国土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号二）の規定により、上記法人と随意契約するものである。</p> | 55,000,000 | 55,000,000 | 100.0% | | | | | |
| R5三次元大型振動台サーボバルブ等整備工事 国立研究開発法国土木研究所 令和6年3月19日～令和7年3月21日 機械設備 | 契約職 国立研究開発法国土木研究所 理事長 藤田 光一 茨城県つくば市南原1番地6 | 令和06年03月18日 | (株) 守谷商会 東京都中央区八重洲1丁目4番2号 | 2010001059025 | <p>本工事は、三次元大型振動台（以下、「本振動台」という。）のサーボバルブのオーバーホール、油圧源ソレノイドバルブの更新、熱交換器本体の更新等を行うものである。</p> <p>本振動台の油圧システムは、エムティイエスジャパン株式会社（以下「製造者」という。）が独自に保有している技術的ノウハウをもとに、本振動台に適合するように設計・開発・製作・設置を行った特殊かつ高度なシステムである。したがって、本工事における作動油の抜き取り・補充、サーボバルブのオーバーホール、油圧源ソレノイドバルブの更新、熱交換器本体の更新および試運転調整を、本振動台の既存システムに悪影響を及ぼすことなく適切に行うことが可能な業者は、製造者のみであると判断された。また、現在、株式会社守谷商会（以下、「特定法人」という。）が製造者による保守整備における関東地区の唯一の代理店となっており、製造者は特定法人の下でのみ保守整備を実施することができる。</p> <p>本工事にあたっては製造者が保有する技術的ノウハウが必要となるため、従前から本振動台の工事を実施してきた製造者から代理店証明を受けた特定法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定として、特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。その結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、上記法人が本工事を遂行できる唯一の者であると確認された。</p> <p>よって、国立研究開発法国土木研究所会計規程第52条第4項第1号国立研究開発法国土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号二）の規定により、上記法人と随意契約するものである。</p> | 121,748,000 | 121,748,000 | 100.0% | | | | | |